

VIII 技術者基準日額

令和3年3月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額について

〔令和3年2月25日 2農振第2846号〕
農村振興局長から各地方農政局長あて

このことについて、別紙のとおり決定し、令和3年3月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴局管内の都府県知事に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

〔編注〕 本趣旨は、農村振興局長から北海道開発局長、沖縄総合事務局長、森林総合研究所森林農地整備センター所長あて参考送付されている。

(別 紙)

1 技術者基準日額（令和3年度）

(1) 設計業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比 (%)
主任技術者	69,800	50
技 師 長	65,500	50
主任技師	57,400	55
技 師 A	51,200	60
技 師 B	40,600	50
技 師 C	32,800	60
技 術 員	29,000	60

(2) 測量業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比 (%)
測量主任技師	45,700	65
測 量 技 師	40,000	50
測 量 技 師 補	30,700	60
測 量 助 手	29,600	65
測 量 補 助 員	24,200	60
操 縦 士	53,400	35
整 備 士	40,700	55
撮 影 士	37,300	60
撮 影 助 手	31,800	65
測 量 船 操 縦 士	29,700	55

(3) 地質、土質調査業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比 (%)
地 質 調 査 技 師	47,500	55
主任地質調査員	35,000	50
地 質 調 査 員	25,900	65

※「割増対象賃金比」とは、技術者基準日額に占める「基本給相当額＋割増の対象となる手当」（割増賃金の基礎となる賃金）の割合である。

※技術者の職種に関する定義等については、国土交通省設計業務等標準積算書（参考資料）に示す内容による。

2 記録映像製作業務の基準日額（令和3年度）

技術者の職種	基準日額(円)	適用
プロデューサー	51,200	(設計)技師A相当
製作主任	30,700	(測量)技師補相当
シナリオライター	45,700	(測量)主任技師相当
演出者	45,700	(測量)主任技師相当
撮影技師	45,700	(測量)主任技師相当
録音技師	40,000	(測量)技師相当
照明技師	40,000	(測量)技師相当
助手	30,700	(測量)技師補相当

※各技術者の職種における割増対象賃金比及び旅費算定の公務員相当級については、適用欄に記載の職種のものを適用する。

